

平成 2 9 年 1 2 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	8
3	同意案件	38
4	参考図	39

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日

1 報告

報告第12号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市立加納小学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 183,600,000	平成29年3月市議会定例会 議案第47号
変更後金額 (1回目)	B 185,436,000	平成29年5月18日 豊専第18号
変更後金額 (今回)	C 192,672,000	平成29年10月27日 豊専第34号
増 減 額	B-A 1,836,000	
	C-B 7,236,000	
	C-A 9,072,000	
主 要 変 更 内 容	<p>1 校舎及び屋内運動場の外壁の補修工事の増加 (1) ひび割れの補修 22.8m → 938.7m (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を現地調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため</p> <p>2 エキспанションジョイントカバーの取付補強工事の追加 (1) 校舎と渡り廊下の接続部に取り付けられたエキспанションジョイントカバーの取付けを補強するもの (2) 足場を架設し、現地調査したところ、エキспанションジョイントカバーの留め具が破損していたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市八草町三本木948番地 伊藤建設株式会社 代表取締役 伊藤 慎一</p> <p>2 担当課 学校教育部学校づくり推進課</p> <p>3 完成日 平成29年10月31日</p>	

(2) 豊田市立猿投台中学校施設保全改修工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 231,120,000	平成29年3月市議会定例会 議案第48号
変更後金額 (1回目)	B 232,848,000	平成29年5月18日 豊専第19号
変更後金額 (今回)	C 231,120,000	平成29年11月17日 豊専第39号
増 減 額	B-A 1,728,000 C-B △1,728,000 C-A 0	
主 変 更 内 容	<p>1 教室の天井の張替面積の減少 (1) 天井の張替面積 1,010㎡ → 539㎡ (2) 教室の照明器具の更新に影響する天井材の範囲を精査したところ、張り替えの範囲を縮小することができたため</p> <p>2 校舎の屋根のウレタン塗膜防水の撤去面積の減少 (1) 塗膜の撤去 537.0㎡ → 13.5㎡ (2) 校舎の屋根のウレタン塗膜防水の状態を確認したところ、撤去しなくても屋根の防水改修に支障がないことが判明したため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市深田町二丁目14番地8 神谷組工業株式会社 代表取締役 神谷 典之</p> <p>2 担当課 学校教育部学校づくり推進課</p> <p>3 完成予定日 平成29年11月24日</p>	

(3) 豊田花園土地区画整理事業1号調整池築造工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 4 3 2, 0 0 0, 0 0 0	平成28年9月市議会定例会 議案第101号
変更後金額 (今 回)	B 4 3 9, 0 4 8, 0 8 0	平成29年11月17日 豊専第40号
増 減 額	B - A 7, 0 4 8, 0 8 0	
主 な 変 更 内 容	<p>1 躯体ブロック据付用クレーン車の規格の変更 (1) クレーン車の規格 100t吊 → 200t吊 (2) 周辺の交通への影響に配慮し、市道の交通規制を行わず、工事区域内から全てのブロックを据え付けられるようにするため</p> <p>2 仮設沈砂池の設置 (1) 濁水の工事区域外への流出を防ぐための仮設沈砂池を設置するもの (2) 含水比が高い掘削残土の自然乾燥作用を促進するために仮置き範囲を拡大したことに伴い、降水時の濁水が増加するおそれが生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 太啓・市川建設共同企業体 代表者 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 取締役社長 大矢 申明</p> <p>2 担当課 都市整備部市街地整備課</p> <p>3 完成予定日 平成30年1月19日</p>	

2 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成29年11月13日 豊専第35号	平成29年7月7日午後0時10分頃、深見町常楽地内の店舗の駐車場において、公用車を後退させたところ、右後方で停止中の相手方車両に接触したもの
損害賠償額	116,435円
相手方の損害の程度	左後部バンパーの損傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時における運転者の後方確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 建設部河川課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、乗車前には周囲の状況を十分に確認し、後退するときは、当該状況が変化することを念頭に置き、後方全体を注意深く確認することについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
<p>平成29年11月13日</p> <p>豊専第36号</p>	<p>平成29年7月18日午後3時40分頃、神田町二丁目地内において、信号機のない交差点を直進しようとして進入したところ、交差道路の左方から進行してきた相手方車両に接触したものの</p>
損害賠償額	75,952円
相手方の損害の程度	右前部バンパーの損傷
過失割合	豊田市90%、相手方10%
備 考	<p>1 事故発生の原因 交差点通過時の危険予知が不十分であり、相手方車両が右折待ちの車両の左方をすり抜けて交差点に進入してくることを予測できなかったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 産業部農地整備課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、信号機のない交差点を通過する際には、十分な安全確認及び危険予知をすること並びに同乗者が積極的に運転者を補助することについて、周知徹底を図った。</p>

(3) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成29年11月13日 豊専第37号	平成29年8月1日午後3時30分頃、阿蔵町仏供田地内において、信号機のないT字型交差点を右折したところ、右後方から中央線を越えて直進してきた相手方車両に接触したもの
損害賠償額	57,100円
相手方の損害の程度	車両の左側部の損傷
過失割合	豊田市10%、相手方90%
備 考	<p>1 事故発生の原因 対向車両の有無の確認に注力するあまり、後方の確認が不十分となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、交差点を通過する際には、右折の場合であっても後方に注意を払うこと及び交通法規を守らない車両があることも念頭に置き、危険を予知することについて、周知徹底を図った。</p>

(4) 公用車による交通事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
平成29年11月13日 豊専第38号	平成29年8月18日午前11時30分頃、足助町宮ノ後地内において、公用車で走行中、対向車両の通過を優先するため、右後方の駐車場に後退したところ、駐車中の相手方車両に接触したもの
損害賠償額	330,793円
相手方の損害の程度	右前部のバンパー及びフェンダーの損傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 後退時における運転者の後方確認が不十分であったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 産業部森林課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、公用車を運転するときは、自家用車との違いを理解し、後退時にはその違いを十分に意識するとともに、後方の状況を直接目視して確認することについて、周知徹底を図った。</p>

2 議決

議案第91号 豊田市企業立地奨励条例

【要旨】

本市における産業構造の多角化及び高度化の推進、企業の誘致の推進並びに雇用機会の創出及び拡大を図り、もって本市の経済の振興及び市民生活の安定に資するため、本市の区域内において立地を行う者に対して奨励措置を講ずる。

1 用語の意義

(1) 立地

次に掲げる行為

ア 市内に事業所を有する者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内に設置すること。

イ 市内に事業所を有する者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の敷地内に若しくはこれに隣接して当該事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置すること（中小企業設備投資奨励金に係る場合は、既存の事業所内に新たに機械設備を設置することを含む。）。

ウ 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置すること。

(2) 事業者

立地を行う者

(3) 製品の製造に係るサービス業

学術研究、専門・技術サービス業に属する事業のうち、製品の製造に係る研究、開発、試験等を行う事業

(4) 製品の製造に係る情報通信業

情報通信業に属する事業のうち、製品の製造に係る研究、開発、試験等を行う事業

(5) 高度先端産業分野

産業構造の高度化を図るために注力すべき分野

(6) 投下固定資産総額

事業者が立地に要した費用のうち、特定の期間内に事業者が取得した土地、家屋及び償却資産の価額の合計額

(7) 新規雇用従業員

事業者が立地に伴い新たに期間の定めのない雇用契約を締結して雇用する従業員のうち、市内に住所を有し、特定の期間継続して当該立地に係る事業所において雇用した者

(8) 新規転入従業員

事業者が期間の定めのない雇用契約を締結して雇用する従業員のうち、立地に伴い他の事業所から当該立地に係る事業所に転勤させ、かつ、新たに市内に住所を有することとなった者であって、特定の期間継続して当該立地に係る事業所において雇用したもの

(9) 産業誘導地区

第8次豊田市総合計画の土地利用構想により産業技術高度化地区及び産業誘導拠点に位置付けられている地区

(10) 重点産業分野

産業構造の多角化を図るために注力すべき分野

(11) 特定地域

人口が少なく、又は減少していると認められる地域

2 事業者に対し講ずる奨励措置の内容

(1) 次の奨励金の交付

- ア 企業立地奨励金
- イ 中小企業設備投資奨励金
- ウ 市民雇用奨励金
- エ 新エネルギー設備設置奨励金
- オ 緑地整備奨励金

(2) 次の便宜の供与

- ア 立地に伴う行政庁の許可又は認可に係る手続への協力
- イ 立地を行うために必要な用地の確保への協力
- ウ そのほか、立地に係る必要な協力

3 交付する奨励金の額及び限度額

(1) 企業立地奨励金及び中小企業設備投資奨励金

区 分	奨励金の額		奨励金の限度額
	右欄に掲げる場合以外の場合	重点産業分野に属する事業の場合	
企業立地奨励金	ア 立地を行う場所が産業誘導地区又は特定地域の場合	投下固定資産総額の10億円以下の部分の額に100分の10を乗じて得た額及び10億円を超える部分の額に100分の5を乗じて得た額の合計額	5億円(事業所の用に供されていない土地において立地を行う場合は、10億円)
	イ 上記以外の場合	投下固定資産総額の10億円以下の部分の額に100分の5を乗じて得た額及び10億円を超える部分の額	5億円

		に100分の2.5を乗じて得た額の合計額	額に100分の5を乗じて得た額の合計額	
中小企業設備投資奨励金		投下固定資産総額に含まれる償却資産の取得価額に100分の5を乗じて得た額	投下固定資産総額に含まれる償却資産の取得価額に100分の10を乗じて得た額	5億円

(2) 市民雇用奨励金、新エネルギー設備設置奨励金及び緑地整備奨励金

区 分		奨励金の額	奨励金の限度額
市民雇用奨励金		新規雇用従業員及び新規転入従業員の数の合計に25万円を乗じて得た額	1,000万円
新エネルギー設備設置奨励金		新エネルギー利用等を行うための設備で事業の用に直接供するものの設置に要した費用の額の3分の1に相当する額	1,000万円
緑地整備奨励金	ア 敷地内に既存の緑地がある場合	緑地の整備費用の額に、敷地内の緑地の面積から特定の面積を減じた面積を整備緑地の面積で除した数を乗じた額(2万円/㎡を限度とする。)の2分の1の額	1,000万円
	イ 上記以外の場合	緑地の整備費用の額に、整備緑地の面積から特定の面積を減じた面積を整備緑地の面積で除した数を乗じた額(2万円/㎡を限度とする。)の2分の1の額	

4 事業者が奨励措置を受けるための主な要件

奨励措置の種類	主 な 要 件
企業立地奨励金の交付	<p>(1) 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 事業所が製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業若しくは高度先端産業分野に属する事業又は製造業に属する事業に類する事業の用に供されるものであること。</p> <p>イ 事業所の用途が工場、研究施設等であること。</p> <p>ウ 投下固定資産総額が、5億円を超えない範囲内において規則で定める額以上であること。</p> <p>エ 市税を滞納していないこと。</p> <p>オ 事業者が既存の事業所(過去に市から立地に係る</p>

	<p>奨励金の交付を受けている事業所に限る。以下同じ。)の敷地内において立地を行う場合は、既存の事業所が特定の日前に操業を開始していること。</p>
<p>中小企業設備投資奨励金の交付</p>	<p>(2) 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 中小企業者であること。</p> <p>イ 事業所が製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業若しくは高度先端産業分野に属する事業又は製造業に属する事業に類する事業の用に供されるものであること。</p> <p>ウ 事業所の用途が工場、研究施設等であること。</p> <p>エ 投下固定資産総額が1,000万円を超えない範囲内において規則で定める額以上であること。</p> <p>オ 市税を滞納していないこと。</p> <p>カ 事業者が既存の事業所の敷地内において立地を行う場合は、既存の事業所が特定の日前に操業を開始していること。</p>
<p>市民雇用奨励金の交付</p>	<p>(3) 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア (1)又は(2)の要件を満たすこと。</p> <p>イ 新規雇用従業員及び新規転入従業員の数の合計が、規則で定める人数以上であること。</p>
<p>新エネルギー設備設置奨励金の交付</p>	<p>(4) (1)又は(2)の要件を満たすこと。</p>
<p>緑地整備奨励金の交付</p>	
<p>便宜の供与</p>	<p>(5) 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 産業誘導地区において立地を行うものであること。</p> <p>イ 事業所が重点産業分野又は高度先端産業分野に属する事業の用に供されるものであること。</p> <p>ウ 事業所の敷地が1万㎡以上の一団の土地であること。</p> <p>エ 市税を滞納していないこと。</p>

5 奨励措置を受けるための指定の手続

- (1) 要件を満たす事業者は、立地に係る工事等に着手する日前の特定の日までに、市長に申請し、指定を受けなければならない。
- (2) 市長は、申請があったときは、審査し、及び必要な調査を行い、この条例の目的に適合していると認めるときは、指定をするものとする。
- (3) 市長は、指定をしようとするときは、必要に応じて豊田市企業立地審査会の意見を聴くものとする。ただし、中小企業設備投資奨励金に係る指定をしようとする場合で、投下固定資産総額に含まれる償却資産の取

得価額が規則で定める額以下であるときは、この限りでない。

- (4) 市長は、指定をするときは、周辺的生活環境への適正な配慮をすべきことその他の必要な条件を付することができる。

6 奨励金の交付

- (1) 市長は、奨励金の交付に係る指定を受けた事業者（以下「奨励金交付事業者」という。）に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。ただし、同一の立地について、企業立地奨励金及び中小企業設備投資奨励金は重複して交付しない。
- (2) 市長は、交付する企業立地奨励金又は中小企業設備投資奨励金の額が規則で定める額を超えるときは、5年を限度に分割して交付することができる。奨励金交付事業者から分割による交付の申出があったときも、同様とする。

7 便宜の供与

市長は、便宜の供与に係る指定を受けた事業者（以下「便宜供与事業者」という。）に対し、便宜供与事業者が指定を受けた日から立地に係る工事等に着手するまでの間、便宜の供与を行うことができる。

8 奨励金交付事業者及び便宜供与事業者の届出の義務

- (1) 奨励金交付事業者は、次のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- ア 立地に係る計画を変更したとき。
 - イ 立地に係る工事等に着手したとき。
 - ウ 立地に係る事業所が操業を開始したとき。
 - エ 操業開始日以後5年以内に、立地に係る事業所の全部若しくは一部の操業を休止し、又は当該事業所の全部若しくは一部を廃止したとき。
- (2) 便宜供与事業者は、立地に係る計画を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

9 指定の取消し等

- (1) 市長は、奨励金交付事業者が次のいずれかに該当するときは、指定若しくは奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- ア 奨励措置を受けるための事業者の要件を欠くこととなったとき。
 - イ 指定を受けた日から5年以内に操業を開始しないとき。
 - ウ 指定又は交付の決定に付された条件に違反したとき。
 - エ 操業開始日以後5年以内に立地に係る事業所の全部若しくは一部の操業を休止し、又は当該事業所の全部若しくは一部を廃止していると認められるとき。
 - オ 市税を滞納したとき。

カ 偽りその他不正な行為により、指定又は奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

キ この条例又は規則に違反したとき。

ク 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

ケ そのほか、市長が奨励金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(2) 市長は、便宜供与事業者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

ア 奨励措置を受けるための事業者の要件を欠くこととなったとき。

イ 指定に付された条件に違反したとき。

ウ 市税を滞納したとき。

エ 偽りその他不正な行為により、指定を受けたとき。

オ この条例及び規則に違反したとき。

カ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

キ そのほか、市長が便宜の供与を行うことが著しく不適當であると認めるとき。

10 豊田市企業立地審査会の設置

(1) 市長からの諮問に応じ、奨励金交付事業者及び便宜供与事業者の指定について審査するため、豊田市企業立地審査会を置く。

(2) 審査会は、指定に係る審査のほか、この条例の運用について市長の諮問に応じ審議し、又は市長に意見を述べることができる。

(3) 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(4) 委員は、産業の振興に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(5) 委員の任期は、4年以内とする。委員は、再任されることができる。

11 報告の聴取等

市長は、この条例の施行に必要な限度において、奨励金交付事業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に奨励金交付事業者等の事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

【備考】

1 施行期日 平成30年4月1日

2 有効期限 平成37年3月31日

【担当課：ものづくり産業振興課】

議案第92号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

【要旨】

市民の利便性の向上を図るため、個人番号を利用する事務として、障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関する事務及び児童発達支援センターの使用料の減免に関する事務を追加するとともに、これらの事務において市長が利用することができる特定個人情報として、地方税関係情報等を追加する。

- 1 現に引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項の整理

＜現 行＞ 第19条第9号 → ＜改正後＞ 第19条第10号

- 2 市長が個人番号を利用する事務及び利用することができる特定個人情報の追加

実施機関	個人番号を利用する事務	利用することができる特定個人情報
市長	障害者総合支援法の趣旨にのっとり市が行う、障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	豊田市こども発達センター条例による児童発達支援センターの使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

【担当課：行政改革推進課】

議案第93号 豊田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員が育児休業を延長することができる場合を追加する。

非常勤職員が育児休業を延長することができる場合の追加

非常勤職員が育児休業を延長することができる場合として、次の場合を追加する。

1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合であって次のいずれにも該当するとき。

ア 非常勤職員又は非常勤職員の配偶者が子の1歳6か月到達日に育児休業をしている場合

イ 子の1歳6か月到達日以後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

【担当課：人事課】

議案第94号 豊田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢に的確に対応するため、女性問題専門相談員に新たに設置する主任相談員の報酬及び費用弁償の支給額を設定する。

女性問題専門相談員の主任相談員の報酬及び費用弁償の支給額の設定
(平成30年4月1日以後)

女性問題専門相談員の区分	報酬の額(円)	費用弁償の額
主任相談員	月額 147,800	豊田市職員旅費条例別表第2号に規定する支給対象者の旅費相当額
相談員	月額 140,800	〃

【担当課：市民活躍支援課】

議案第 95 号 体育施設等の利便性の向上のための関係条例の整備に関する
 条例

【要旨】

体育施設等の利便性の向上を図るため、屋外施設夜間照明設備使用料又は利用料金に係る利用時間単位の変更及び利用時間の延長の範囲の拡大、中央公園施設の使用料の設定及び改定、中央公園の芝生広場球技場の利用日及び利用時間の設定その他所要の改正を行う。

- 1 豊田市立学校施設開放条例の一部改正（平成30年4月1日以後）
 屋外施設夜間照明設備使用料に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。
- 2 豊田地域文化広場条例の一部改正（平成30年4月1日以後）
 夜間照明設備利用料金に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。
- 3 豊田市体育施設条例の一部改正
 (1) 所在地の変更

名 称	現 行	平成30年4月1日以後
豊田市旭総合体育館	豊田市下切町平田3014番地	豊田市下切町平田3014番地1
豊田市旭武道場	豊田市下切町平田3014番地	豊田市下切町平田3014番地1
豊田市旭弓道場	豊田市下切町平田3014番地	豊田市下切町平田3014番地1
豊田市高岡運動広場	豊田市高岡町秋葉10番地	豊田市高岡町秋葉山10番地1
豊田市東山運動広場	豊田市宝来町4丁目758番地101	豊田市宝来町4丁目758番地10
豊田市松平運動広場	豊田市大内町滝坂1番地	豊田市大内町山ノ田1番地7
豊田市稲武夏焼グラウンド	豊田市夏焼町クルミサワ131番地	豊田市夏焼町クルミサワ112番地
豊田市藤岡山村広場	豊田市白川町池ノ平1268番地	豊田市白川町池ノ平1268番地3

(2) 開館時間前の準備行為等の利用に係る使用料又は利用料金の設定（平成30年4月1日以後）

開館時間前の準備行為等の利用について、利用時間1時間につき直後の利用時間区分の使用料又は利用料金の1時間分に相当する額を加算する。

(3) 豊田市総合体育館の第2競技場及び豊田市西部体育館の競技場の一部を利用する場合の利用単位の変更（平成30年4月1日以後）

豊田市総合体育館の第2競技場及び豊田市西部体育館の競技場の一部を利用する場合の利用単位は、競技場の床面積の2分の1又は4分の1とする。

4 豊田市民広場条例の一部改正（平成30年4月1日以後）

夜間照明設備使用料に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。

5 豊田市平戸橋いこいの広場条例の一部改正（平成30年4月1日以後）

夜間照明設備利用料金に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。

6 豊田市猿投棒の手ふれあい広場条例の一部改正（平成30年4月1日以後）

夜間照明設備利用料金に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。

7 豊田市トレーニングセンター条例の一部改正（平成30年4月1日以後）

夜間照明設備使用料に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。

8 豊田市都市公園条例の一部改正（平成30年4月1日以後）

中央公園の芝生広場球技場の利用日及び利用時間の設定

利用日	利用時間
5月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時まで
9月1日から翌年4月30日まで	午前9時から午後5時まで

9 豊田市都市公園使用料及び利用料金条例の一部改正

(1) 夜間照明設備の使用料又は利用料金に係る利用時間単位の変更（平成30年4月1日以後）

夜間照明設備使用料又は利用料金に係る利用時間単位を、1時間から30分に変更する。

(2) 中央公園施設の使用料の設定（平成30年4月1日以後）

ア 豊田スタジアム球技場

区 分	使用料（円）			
	1時間	4時間	8時間	1日
バックスタンド下段の観客席を使用する場合	8,000	30,400	57,600	81,600
バックスタンドの全ての観客席を使用する場合	13,000	49,400	93,600	132,600
1階コンコースの片側サイドスタンド側を使用する場合	2,000	7,600	14,400	20,400

イ 豊田スタジアム附属施設

区 分	単 位	使用料（円）
大会運営室5～9	1室1時間	500
報道関係室4 大会運営室4	1室1時間	1,000
大会運営室1～3 （一体利用のみ）	3室1時間	1,500
東駐車場（北側） （専用利用）	1回	25,000
東駐車場（南側） （専用利用）	1回	25,000

ウ 芝生広場

区 分		単 位	使用料（円）
球技場	平日	1時間	1,000
	土・日曜日	1時間	1,500
	休日		

(3) 中央公園施設の使用料の改定

ア 豊田スタジアム球技場

区 分		使用料（円）	
		現 行	平成30年 4月1日以後
1階コンコースの全てを使用する場合	1時間	3,500	4,500
	4時間	13,300	17,100
	8時間	25,200	32,400
	1日	35,700	45,900

イ 豊田スタジアム附属施設

区 分	1 時間当たりの使用料（円）	
	現 行	平成 3 0 年 4 月 1 日以後
インタビュールーム	5 0 0	1, 0 0 0
地下駐車場 （専用利用）	5 0, 0 0 0 （地下 1 階及び 2 階）	3 0, 0 0 0 （地下 1 階のみ）

【担当課：スポーツ課】

議案第96号 豊田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

【要旨】

地域の実情に応じた交流館の運営を実現するため、設置目的の変更、運営理念及び交流館が行う事業の設定その他所要の改正を行う。

1 題名の改正

＜現 行＞		＜平成30年4月1日以後＞
豊田市生涯学習センター条例	→	豊田市交流館条例

2 設置根拠法令及び設置目的の変更

(1) 設置根拠法令の変更

＜現 行＞		＜平成30年4月1日以後＞
社会教育法第24条	→	地方自治法第244条の2

(2) 設置目的の変更

＜現 行＞		＜平成30年4月1日以後＞
社会教育法第20条の目的 を達成するため	→	市民の生涯にわたる学び及び交流並びに市民活動の促進を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現に資するため

3 交流館の運営理念の設定（平成30年4月1日以後）

交流館の運営に当たっては、地域（その交流館が属する地域会議の区域をいう。）の市民の意見を聴き、地域の実情を考慮して行うよう努めるものとする。

4 交流館が行う事業の設定（平成30年4月1日以後）

交流館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の学び及び交流並びに市民活動を支援し、及び促進すること。
- (2) 市民の学び及び交流並びに市民活動の場を提供すること。
- (3) 地域及び市政に関する情報を提供すること。
- (4) そのほか、交流館の設置目的を達成するために必要な事業

5 交流館の利用の不許可事由の追加（平成30年4月1日以後）

交流館の利用の不許可事由として、交流館の設置目的に反すると認められた場合を追加する。

6 利用時間及び利用時間区分の規則委任（平成30年4月1日以後）

- (1) 利用時間及び利用時間区分を規則で定める。
- (2) 1時間当たりの使用料の額を設定する。

【備考】

関係条例 豊田市コミュニティセンター条例

【担当課：市民活躍支援課】

議案第97号 豊田市医療費助成条例の一部を改正する条例

【要旨】

所得税法の一部改正に伴い、現に引用している用語を整理する。

現に引用している用語の整理

＜現 行＞		＜平成30年1月1日以後＞
控除対象配偶者	→	同一生計配偶者

【担当課：福祉医療課】

議案第98号 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準じて、支給資格等の確認方法の変更その他所要の改正を行う。

1 支給資格等の確認方法の変更

＜現行＞

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

＜平成30年2月1日以後＞

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められたときは、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項の規定による通知）によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

2 現に引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項の整理

＜現行＞

第3条第9項

＜平成30年4月1日以後＞

第3条第11項

【担当課：保育課】

議案第99号 豊田市営住宅条例の一部を改正する条例

【要旨】

家族形成期にある世帯の市内における定住を支援するための入居資格を新たに定めるとともに、市による共益費の徴収制度の創設、市営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の引下げその他所要の改正を行う。

1 家族形成期支援住戸の指定及び入居者資格の設定に係る特例の創設

(1) 家族形成期支援住戸の指定

市長は、市営住宅の一部の住戸を、その周辺地域の状況その他の事情に照らし、家族形成期にある世帯の市内における定住を支援するための住戸（以下「家族形成期支援住戸」という。）として指定することができる。

(2) 家族形成期支援住戸の入居者資格の設定

豊田市営住宅条例第6条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる要件の全てを満たすほか、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

ア 入居申込日において、入居申込者又はその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。）の年齢が25歳以上40歳未満であること。

イ 入居申込日において、入居申込者又はその配偶者と現に同居し、又は同居しようとする子がいること。

ウ 入居申込者、その配偶者及びイに規定する子が同居すること。

エ 入居申込者、その配偶者及びイに規定する子以外に同居する者がいないこと。

2 家族形成期支援住戸の入居に係る特例の創設

(1) 市長は、家族形成期支援住戸に係る入居の決定をするときは、当該家族形成期支援住戸の居住可能期間を条件として付すものとする。

(2) 居住可能期間は、10年を超えない範囲内で規則で定める。

(3) 居住可能期間は、いかなる場合においても、更新しないものとする。

3 市による共益費の徴収制度の創設

市長は、入居者に負担義務が課せられている費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要があると認めるものを、共益費として入居者から徴収することができる。

4 市営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の引下げ

＜現 行＞	→	＜平成30年4月1日以後＞
公営住宅法施行令第9条 に規定する金額		25万9,000円

- 5 市営住宅の明渡請求事由の追加
市営住宅の明渡請求事由に、家族形成期支援住戸の居住可能期間が満了するときを追加する。
- 6 入居決定等における愛知県警察本部長への意見聴取ができる場合の追加
入居決定等における愛知県警察本部長への意見聴取ができる場合として、家族形成期支援住戸への入居者を決定する場合において、市長が必要があると認めるときを追加する。
- 7 現に引用している公営住宅法施行令の条項の整理
- | | | |
|---------|---|---------|
| <現 行> | | <改正後> |
| 第 1 1 条 | → | 第 1 2 条 |
- 8 現に引用している公営住宅法施行規則の条項の整理
- | | | |
|---------|---|---------|
| <現 行> | | <改正後> |
| 第 8 条 | | 第 7 条 |
| 第 1 0 条 | → | 第 1 1 条 |
| 第 1 1 条 | | 第 1 2 条 |

【担当課：定住促進課】

議案第 1 0 0 号から議案第 1 0 6 号まで 平成 2 9 年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料 2）」参照

議案第107号 工事請負契約の締結について（豊田市役所藤岡支所・豊田市生涯学習センター藤岡交流館改築工事）

【要旨】

藤岡地区の活力とにぎわいの再生を図るため、藤岡支所及び藤岡交流館を合築により改築する。

- 1 契約目的 豊田市役所藤岡支所・豊田市生涯学習センター藤岡交流館改築工事
- 2 契約金額 810,000,000円
- 3 相手方 豊田市亀首町上向イ田65番地
トヨタT&S建設株式会社
代表取締役 小山 裕康
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市藤岡飯野町地内
- 2 工事概要
 - (1) 構造 鉄筋コンクリート造及び木造一部鉄骨造2階建て ほか
 - (2) 延べ面積 2,818.57㎡
 - (3) 内容
 - ア 支所庁舎及び交流館
(多目的ホール、会議室(3室)、工芸陶芸室、図書コーナー等)
 - イ 防災倉庫
 - ウ ごみ保管庫
 - エ バス停屋根
- 3 完成予定日 平成31年3月26日

【担当課：藤岡支所、市民活躍支援課】

議案第108号 工事請負契約の締結について（豊田市役所藤岡支所・豊田市生涯学習センター藤岡交流館電気設備工事）

【要旨】

藤岡地区の活力とにぎわいの再生を図るため、藤岡支所及び藤岡交流館を合築により改築する。

- 1 契約目的 豊田市役所藤岡支所・豊田市生涯学習センター藤岡交流館電気設備工事
- 2 契約金額 231,012,000円
- 3 相手方 豊田・東和建設共同企業体
代表者 豊田市元町68番地3
豊田電気株式会社
代表取締役 芳賀 孝之
- 4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市藤岡飯野町地内
- 2 工事概要
(1) 附帯電気設備工事 一式
(2) 電気設備外構工事 一式
- 3 完成予定日 平成31年2月28日

【担当課：藤岡支所、市民活躍支援課】

議案第109号 工事請負契約の締結について（市道豊田市駅東歩行者道2号線ほか1路線橋りょう築造工事）

【要旨】

来街者の安全で快適な歩行空間の確保及び回遊性の向上を図るため、本橋りょうを新設する。

- 1 契約目的 市道豊田市駅東歩行者道2号線ほか1路線橋りょう築造工事
- 2 契約金額 777,600,000円
- 3 相手方 大成・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
大成建設株式会社 名古屋支店
専務執行役員支店長 近藤 昭二
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市喜多町地内
- 2 工事概要
 - (1) 延長 77.9m
 - (2) 幅員 6.0m
 - (3) 内容
 - ア 上部工 一式
 - イ 下部工 橋脚3基
 - ウ 基礎工 3か所
 - エ 附属工 一式
- 3 完成予定日 平成31年5月24日

【担当課：都市整備課】

議案第110号 工事請負契約の変更について（都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その1））

【要旨】

仮締切工の施工方法の変更により、契約金額について変更契約を締結する。

- | | | | | |
|---|------|--|-------------------|--|
| 1 | 契約目的 | 都市計画道路高橋細谷線竜宮橋橋りょう整備工事（その1） | | |
| 2 | 契約金額 | 変更前金額 | 1, 223, 640, 000円 | |
| | | 変更後金額 | 1, 082, 516, 400円 | |
| | | 増減額 | △ 141, 123, 600円 | |
| 3 | 相手方 | 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社 中部支店
執行役員支店長 石黒 泰之 | | |

【備考】

- | | | |
|---|---|----------------|
| 1 | 当初契約日 | 平成29年6月26日 |
| 2 | 工事場所 | 豊田市野見町ほか地内 |
| 3 | 変更前工事概要 | |
| | (1) 新設橋下部工 | 橋脚1基 |
| | (2) 既設橋下部工耐震補強 | 橋脚1基 |
| 4 | 変更内容 | |
| | 仮締切工の施工方法の変更 | |
| | ア 仮棧橋を設置した後、
橋脚部に締切矢板を施工 | → 外周部に仮締切矢板を施工 |
| | イ 当初設計では仮棧橋を設置した後に橋脚部の締切矢板を施工する計画としていたが、施工業者からの提案による先進工法を用い、外周部を鋼矢板で仮締切りし、盛土する工法を採用することにより、より安価に施工が可能であると判断したため | |
| 5 | 完成予定日 | 平成31年7月31日 |

【担当課：街路課】

議案第 1 1 1 号 工事請負契約の変更について（枝下用水 1 0 号放水路移設
工事（都市計画道路高橋細谷線関連））

【要旨】

掘削により発生した残土の搬出先の変更等により、契約金額について変更契約を締結する。

- 1 契約目的 枝下用水 1 0 号放水路移設工事（都市計画道路高橋細谷線
関連）
- 2 契約金額 変更前金額 6 4 7, 9 5 2, 4 8 0 円
変更後金額 7 8 1, 2 9 3, 6 0 0 円
増 減 額 1 3 3, 3 4 1, 1 2 0 円
- 3 相手方 前田・太啓建設共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目 2 5 番 2 5 号
前田建設工業株式会社 中部支店
執行役員支店長 石黒 泰之

【備考】

- 1 当初契約日 平成 2 8 年 6 月 2 7 日
- 2 工事場所 豊田市長興寺ほか地内
- 3 変更前工事概要
枝下用水 1 0 号放水路の移設
ア 鋼管径 内径 2. 2 m
イ 移設延長 2 1 6 m
- 4 主な変更内容
(1) 掘削により発生した残土の搬出先の変更
ア 改良土プラントへの搬出 → 他工事への流用等
イ 土の性状が非常に悪く改良土プラントでの処理費が当初より高価となり、他工事へ流用等をする費用との比較衡量の結果、搬出先を変更することとしたため
(2) 硬岩掘削工法の変更
ア 人力掘削法 → 静的破碎法
イ 当初設計の段階で想定した以上の硬い岩盤が出現し、当初設計の人力掘削では施工できないことから、掘削工法を変更する必要性が生じたため
(3) 地中埋設物の撤去数量の増加
ア 5 5 m³ → 4 8 5 m³

イ より安価な大型重機での硬岩掘削を実施するために掘削機の作業地盤面を下げる必要が生じ、地中埋設物の撤去数量が増加したため

5 完成予定日 平成30年2月28日

【担当課：河川課】

議案第112号 財産の取得について（豊田市福祉センター駐車場等整備用地（錦町地内））

【要旨】

豊田市福祉センターの駐車場整備による利用者の利便性の向上及び市道樹木青木線の歩道整備による歩行者の安全性の確保を図るため、必要な用地を取得する。

1 取得する財産

- (1) 種別 土地
- (2) 面積 5,297.98平方メートル
- (3) 所在地 豊田市錦町一丁目22番1

2 取得価格 686,088,410円

3 相手方 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
知事 大村 秀章

【備考】

- 1 取得単価 129,500円/m²
- 2 参考図 39ページ

【担当課：総務監査課】

議案第113号 特定事業契約の締結について（豊田市北部給食センター整備運営事業）

【要旨】

適切な衛生管理の下、心身の健全な発達に資する給食を提供するため、豊田市北部給食センターを整備する。

- 1 契約目的 豊田市北部給食センター整備運営事業
- 2 契約金額 9,711,317,873円に金利の変動、物価の変動等を基に算定した増減額並びに消費税及び地方消費税の税率の変更を基に算定した増減額の合計額を加算した額
- 3 相手方 豊田市錦町一丁目95番地
株式会社豊田北部スクールランチサービス
代表取締役 善田 高志
- 4 契約期間 議会の議決を得た日から平成47年3月31日まで
- 5 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

- 1 事業場所 豊田市亀首町地内
- 2 事業概要
 - (1) 施設整備事業
 - ア 整備対象面積 10,220㎡
 - イ 整備内容 給食センターの整備
 - ウ 引渡期限 平成32年1月31日
 - (2) 施設運営事業
 - ア 運営内容 給食調理業務、配送・回収業務等並びに施設の維持管理及び修繕
 - イ 運営期間 平成32年4月1日から平成47年3月31日まで
- 3 参考図 40ページ

【担当課：保健給食課】

議案第 1 1 4 号 名誉市民の推挙について

【要旨】

本市の発展に特別の功労があり、その業績が顕著な者を名誉市民に推挙する。

推挙する者

山 内 一 生

【担当課：秘書課】

議案第 1 1 5 号 都市計画に関する基本的な方針の策定について

【要旨】

本市における総合的かつ計画的な都市基盤の整備を推進するため、新たな都市計画に関する基本的な方針を定める。

1 計画の役割

目指すべき都市の将来像を明確にし、その実現に向けた都市計画の体系的な指針とするとともに、都市づくりに関する方針を市民と共有し、これに基づく関連計画の策定や事業実施への市民の理解と参加を促す。

2 計画の位置付け

本市の上位計画である「第 8 次豊田市総合計画」及び愛知県が定める「豊田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画に関わる主な計画及び関連計画との連携及び整合を図り定めるもの

3 対象区域

豊田地区及び藤岡地区

4 目標年次

2027年（平成39年）

5 都市づくりの目標等

（1）都市づくりの目標

本市が目指す将来都市像である「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」の実現に向けて、都市づくりの目標を次のとおり定める。

- ア 様々な都市機能が便利に使える都市づくり
- イ 都市の活力が将来にわたって持続する都市づくり
- ウ 安全で安心して暮らし続けることができる都市づくり
- エ 環境にやさしく、個性や魅力を高める都市づくり

（2）将来人口

41万3,500人（2027年）

（3）将来都市構造

地域ごとの特性に応じて都市機能や生活機能を集約すべき場所を「核」（都心、産業技術核、拠点地域核及び地域核）とし、それらの核と核の相互連携を強めるための公共交通（鉄道及び基幹バス）及び道路を「ネットワーク」として位置付け、多核ネットワーク型都市構造への誘導を図る。

6 土地利用

適切な土地利用の誘導を図るため、「市街地ゾーン」、「都市・田園共生ゾーン」及び「都市近郊自然共生ゾーン」並びに「緑の骨格構造」を設定する。市街地ゾーンにおいては、「拠点集約型土地利用」と「幹

線道路沿道型土地利用」を図り、これらを適切に組み合わせた土地利用を推進する。

7 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

ア 土地利用構想

(ア) 土地利用区分別の方針

(イ) 拠点の方針

イ 住宅地・住環境の方針

(ア) 都心、拠点地域核等への居住促進

(イ) 計画的な住宅地の整備

(ウ) 既成市街地等の住環境の保全・改善

ウ 商業・業務地の方針

(ア) 都心・産業技術核の商業・業務機能の強化

(イ) 地域商業地の商業機能等の強化

(ウ) 沿道商業地の維持・活用

エ 工業地の方針

(ア) 産業技術核及び大規模工業地の機能強化

(イ) 住工混在地における問題の解消

(ウ) 大規模工業地及びインターチェンジの周辺等における新たな産業用地の確保

オ 自然的土地利用の方針

(ア) 優良農地の維持保全

(イ) 山林・緑地の維持保全

(2) 都市施設整備の方針

ア 道路整備の方針

広域交流及び都市間交流の活性化等に向けて、道路ネットワークの確立を図るとともに、道路交通の円滑化、計画的な維持管理等を推進する。

イ 公共交通の方針

地域住民及び交通事業者との共働により、地域の状況に応じた移動環境づくりを推進する。

ウ 都心整備の方針

都心における鉄道駅周辺の公共空間を再整備し、駅周辺の店舗と一体的な広場空間を創出することにより、都心全体の魅力を高める。

エ 公園・緑地整備の方針

公園等の配置計画に基づき整備を推進するとともに、安全・安心な施設機能を確保するため、計画的な維持管理を行う。

オ 下水道整備の方針

「豊田市汚水適正処理構想」及び「豊田市総合雨水対策マスタープラン」に基づき整備を進め、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び市街地の浸水被害の軽減を図る。

カ 河川整備の方針

雨水対策施設の整備や河川改修を推進するなど、総合的な治水対

策を進め、洪水による被害の軽減を図る。

キ その他都市施設等の整備の方針

駐車場、墓園、ごみ処理施設等の機能を確保するため、計画的な維持管理等を推進する。

(3) 都市防災の方針

市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことが想定される大規模自然災害等に備え、安全で安心して暮らし続けることができる都市づくりを推進する。

(4) 景観形成の方針

市域全域を景観法に基づく景観計画区域に指定し、建築物の形態、色彩、緑化等について、地域の特性に応じた緩やかな制限及び誘導を行う。

【担当課：都市計画課】

議案第 1 1 6 号 豊田市環境基本計画の策定について

【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市環境基本計画を定める。

1 計画の目的

持続的な発展が可能な社会の実現に向け、環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示し、これらを総合的かつ計画的に推進する。

2 計画の位置付け

豊田市環境基本条例第 1 4 条に基づく計画で、本市における環境部門のマスタープランとして策定するものであり、第 8 次豊田市総合計画を始めとした関連計画とも整合を図っていく。

3 計画期間

2 0 1 8 年度（平成 3 0 年度）から 2 0 2 5 年度（平成 3 7 年度）まで

4 基本理念

私たちは、「W E L O V E とよた」を合言葉に、「豊かな自然の恵み」と「先進的な技術」を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくる。

(1) 市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動する。

(2) 市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげる。

(3) 意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進める。

5 目指す分野・社会像

環境に関する状況・課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って環境政策の方向性を提示するため、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」及び「安全・安心社会」の 4 つの社会と、それらの社会を横断的につなぐ「市民の環境行動力の向上と共働の分野」で構成する。

6 社会・分野別の施策展開

基本理念の下、4 つの社会と 1 つの分野ごとに 2 0 4 0 年から 2 0 5 0 年までを見据えた長期的ビジョン及び 8 年後の目指す姿を定め、その実現に向けた施策を設定する。

7 指標

(1) 施策の成果指標

施策の取組成果を計るアウトプット指標として、施策を束ねた施策の柱ごとに「成果指標」を設定する。

(2) まちの状態指標

環境に係るまちの状況変化を計るアウトカム指標として、目指す社会及び分野ごとに「まちの状態指標」を設定する。

8 計画の推進体制と進行管理

持続可能な豊田市づくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体の意見を聴きながら、確実に推進していく。

施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するために、施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理をしていく。

【担当課：環境政策課】

3 同意

同意第6号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者

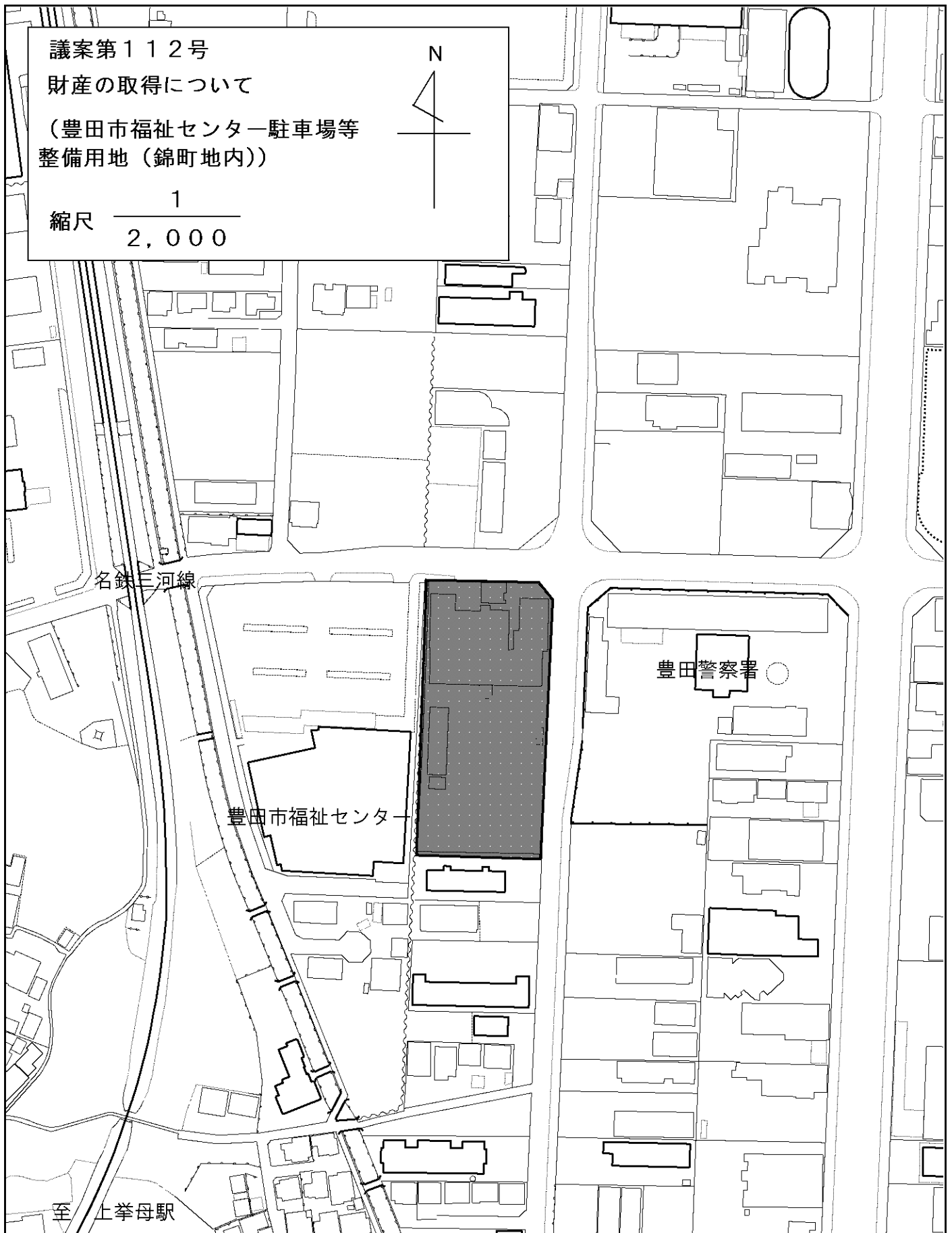
加藤昭孝	(新任)	櫻井博	(再任)
佐藤祐子	(新任)	田澤美枝子	(再任)
都築眞喜子	(新任)	内藤正弘	(新任)

【備考】

- 1 櫻井博委員、中根源博委員及び湯本芳平委員が平成29年12月31日付けで、岡部喜代枝委員及び田澤美枝子委員が平成30年3月31日付けで任期満了となるため
- 2 伊藤豊子委員が平成30年3月31日付けで退任するため

【担当課：市民相談課】

4 参考図



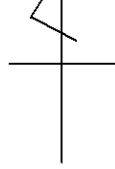
凡	例
取得箇所	

議案第113号

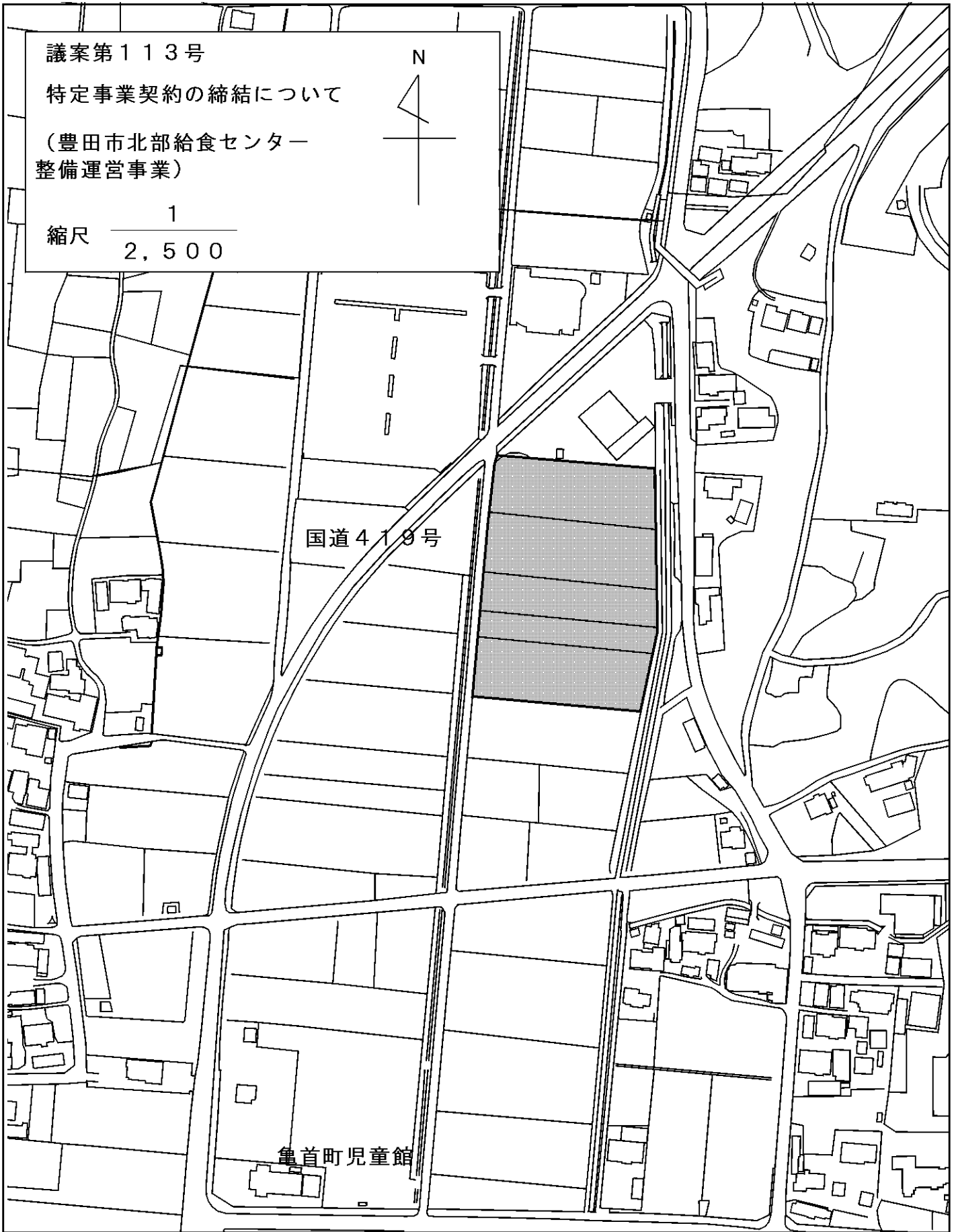
特定事業契約の締結について

(豊田市北部給食センター
整備運営事業)

N



縮尺 $\frac{1}{2,500}$



国道419号

亀首町児童館

凡

例

整備区域



平成 2 9 年 1 2 月市議会定例会

予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

平成 2 9 年度一般会計・特別会計補正予算資料（1 2 月補正） …… 1

※ この資料は、議会開会当日、議場
へ持参してください。

資料作成 平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日

平成29年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(12月補正)

平成29年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	180,758,000	1,540,000	182,298,000	69.9	70.0	議案第100号		
特 別 会 計	国民健康保険	41,986,109	167	41,986,276	16.2	16.1	議案第101号	
	土地区画整理	土橋	3,068,016	△ 6,768	3,061,248	1.2	1.2	議案第102号
		寺部	2,966,515	△ 4,792	2,961,723	1.2	1.2	
		花園	2,924,868	11,598	2,936,466	1.1	1.1	
	分譲住宅建設	7,449	3,157	10,606	0.0	0.0	議案第103号	
	卸売市場	221,146		221,146	0.1	0.1		
	水道水源保全	109,264		109,264	0.0	0.1		
	母子父子寡婦福祉	44,698		44,698	0.0	0.0		
	介護保険	21,938,546	△ 11,977	21,926,569	8.5	8.4	議案第104号	
	財 産 区	盛岡	3,842		3,842	0.0	0.0	
		賀茂	7,073		7,073	0.0	0.0	
	後期高齢者医療	4,630,885	3,676	4,634,561	1.8	1.8	議案第105号	
	産業用地造成	77,220	348	77,568	0.0	0.0	議案第106号	
小 計	77,985,631	△ 4,591	77,981,040	30.1	30.0			
合 計 (一般会計+特別会計)	258,743,631	1,535,409	260,279,040	100.0	100.0			
企 業 会 計	水 道 事 業	収入	14,299,402		14,299,402	—	—	
		支出	18,938,993		18,938,993	—	—	
	下 水 道 事 業	収入	14,261,975		14,261,975	—	—	
		支出	17,516,145		17,516,145	—	—	
	支 出 合 計	36,455,138		36,455,138				
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	295,198,769	1,535,409	296,734,178	—	—			

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	97,785,828		97,785,828	54.1	53.6	
2 地 方 譲 与 税	1,258,000		1,258,000	0.7	0.7	
3 利 子 割 交 付 金	121,000		121,000	0.1	0.1	
4 配 当 割 交 付 金	558,000		558,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	418,000		418,000	0.2	0.2	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	8,271,000		8,271,000	4.6	4.5	
7 ゴルフ場利用税交付金	390,000		390,000	0.2	0.2	
8 自動車取得税交付金	729,000		729,000	0.4	0.4	
9 地 方 特 例 交 付 金	304,000		304,000	0.2	0.2	
10 地 方 交 付 税	5,100,000		5,100,000	2.8	2.8	
11 交通安全対策特別交付金	64,000		64,000	0.0	0.0	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	410,212		410,212	0.2	0.2	
13 使 用 料 及 び 手 数 料	3,139,813		3,139,813	1.7	1.7	
14 国 庫 支 出 金	22,399,394	454,518	22,853,912	12.4	12.5	
15 県 支 出 金	9,788,587	150,000	9,938,587	5.4	5.5	
16 財 産 収 入	571,436		571,436	0.3	0.3	
17 寄 附 金	4,493		4,493	0.0	0.0	
18 繰 入 金	11,167,193		11,167,193	6.2	6.1	
19 繰 越 金	2,772,408	787,698	3,560,106	1.5	2.0	
20 諸 収 入	6,505,636	147,784	6,653,420	3.6	3.7	
21 市 債	9,000,000		9,000,000	5.1	5.0	
合 計	180,758,000	1,540,000	182,298,000	100.0	100.0	

歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
		補正額	補正前	補正後	
14 国庫支出金	454,518	障がい者自立支援 給付費負担金	300,000	2,099,828	2,399,828
		生活保護費負担金	91,677	2,864,268	2,955,945
		中国残留邦人等支援 給付費負担金	5,619	50,646	56,265
		公共土木施設災害復旧 事業費国庫負担金	48,000	0	48,000
		就園奨励費補助金	9,222	42,669	51,891
15 県支出金	150,000	障がい者自立支援 給付費負担金	150,000	1,049,914	1,199,914
19 繰越金	787,698	前年度繰越金	787,698	2,772,408	3,560,106
20 諸収入	147,784	過年度収入	147,754	1	147,755
		その他収入	30	103,599	103,629
合 計	1,540,000				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	881,488	△ 737	880,751	0.5	0.5	
2 総 務 費	19,748,369	81,538	19,829,907	10.9	10.9	
3 民 生 費	54,134,501	997,390	55,131,891	30.0	30.2	
4 衛 生 費	14,957,008	97,183	15,054,191	8.3	8.2	
5 労 働 費	251,828	11,269	263,097	0.1	0.1	
6 農 林 水 産 業 費	2,837,715	41,142	2,878,857	1.6	1.6	
7 商 工 費	4,465,688	32,804	4,498,492	2.5	2.5	
8 土 木 費	41,426,426	29,405	41,455,831	22.9	22.7	
9 消 防 費	7,540,695	44,311	7,585,006	4.2	4.2	
10 教 育 費	21,737,471	91,047	21,828,518	12.0	12.0	
11 災 害 復 旧 費	217,778	114,648	332,426	0.1	0.2	
12 公 債 費	12,329,033		12,329,033	6.8	6.8	
13 諸 支 出 金	30,000		30,000	0.0	0.0	
14 予 備 費	200,000		200,000	0.1	0.1	
合 計	180,758,000	1,540,000	182,298,000	100.0	100.0	

歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	△ 737	人件費（一般職）	△ 737	161,684	160,947
2 総務費	81,538	人件費（特別職・一般職）	△ 61,216	5,336,912	5,275,696
		人件費（退職手当）	122,428	1,798,326	1,920,754
		人件費（児童手当）	626	180,710	181,336
		I C T 推 進 費	19,700	0	19,700
3 民生費	997,390	人件費（一般職）	△ 111,756	5,297,392	5,185,636
		福祉センター施設整備費	10,000	245	10,245
		居 宅 介 護 費	210,000	511,208	721,208
		生 活 介 護 費	240,000	1,461,511	1,701,511
		共 同 生 活 援 助 費	70,000	261,032	331,032
		就 労 移 行 支 援 費	80,000	168,416	248,416
		生 活 保 護 扶 助 費	122,236	3,869,024	3,991,260
		中国残留邦人等支援給付費	7,492	67,529	75,021
		社会福祉費過年度金 国 県 支 出 金 返 還 金	179,887	0	179,887
		障がい者福祉費過年度金 国 県 支 出 金 返 還 金	6,148	0	6,148
		児童福祉費過年度金 国 県 支 出 金 返 還 金	191,517	0	191,517
		国民健康保険 国 特 別 会 計 繰 出 金	167	3,264,632	3,264,799
		介護保険事業 国 特 別 会 計 繰 出 金	△ 11,977	3,352,912	3,340,935
後期高齢者医療 国 特 別 会 計 繰 出 金	3,676	655,417	659,093		
4 衛生費	97,183	人件費（一般職）	28,091	2,685,821	2,713,912
		次世代自動車 普 及 促 進 費 補 助 金	44,781	44,795	89,576
		事業者向次世代自動車 普 及 促 進 費 補 助 金	10,019	9,900	19,919
		保健衛生費過年度金 国 県 支 出 金 返 還 金	2,419	0	2,419
		母子保健費過年度金 国 県 支 出 金 返 還 金	11,873	0	11,873

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
5 労働費	11,269	人件費（一般職）	11,269	15,211	26,480
6 農林水産業費	41,142	人件費（一般職）	3,142	540,082	543,224
		矢作川水源林対策費補助金	15,000	47,883	62,883
		森づくり推進組織 育成費交付金	7,000	15,000	22,000
		間伐材搬出路網 開設費補助金	7,000	30,000	37,000
		間伐促進費補助金	9,000	35,000	44,000
7 商工費	32,804	人件費（一般職）	32,456	294,372	326,828
		産業用地造成事業 特別会計繰出金	348	77,219	77,567
8 土木費	29,405	人件費（一般職）	△ 4,430	2,666,121	2,661,691
		公共建築物設計費	30,200	14,100	44,300
		ユニバーサルデザイン タクシー普及促進費補助金	3,000	0	3,000
		市営住宅管理事務費	1,890	312,777	314,667
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 1,255	2,821,967	2,820,712
9 消防費	44,311	人件費（一般職）	44,311	4,169,223	4,213,534
10 教育費	91,047	人件費（特別職・一般職）	5,101	2,023,200	2,028,301
		私立幼稚園就園奨励費補助金	23,146	256,556	279,702
		ラグビーワールドカップ 2019開催推進費	10,000	109,736	119,736
		ラグビーワールドカップ 2019会場整備費	32,800	0	32,800
		美術館改修費	20,000	0	20,000
11 災害復旧費	114,648	人件費（一般職）	△ 1,352	10,278	8,926
		土木施設現年災害復旧事業費	90,000	67,500	157,500
		地域振興施設 現年災害復旧事業費	26,000	0	26,000
合計	1,540,000				

(単位：千円)

継続費補正 (変更)	款	項	事業名	補正前			補正後		
				総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	5	都 計 画	市費 豊田市駅東口ペデ ストリアンデッキ 延伸整備事業	1,100,000	28	250,000	1,110,000	28	250,000
					29	450,000		29	450,000
					30	400,000		30	322,000
							31	78,000	

(単位：千円)

繰越明許費 補正 (追加)	款	項	事業名	金額
	2	総務費	1 総管理務費	無料公衆無線LAN整備事業
3	民生費	1 社福社会費	福祉センター駐車場設計事業	10,000
8	土木費	1 土木管理費	公共建築物バリアフリー 対策設計事業	30,200
		2 道路橋りょう費	市道改良事業 (市道長興寺渡刈線)	26,500
10	教育費	8 文化体育費	豊田スタジアムラグビーポール 設置事業	32,800
11	災害復旧費	1 災害復旧費	土木施設災害復旧事業 (市道旭洗出松ヶ坂線外1路線)	90,000
			地域振興施設災害復旧事業 (旭高原自然活用村外1施設)	26,000
債務負担行為 補正 (追加)	事 項		期 間	限 度 額
	小型ワイドパッカー車取得事業		平成30年度	36,200
	防災ラジオ取得事業		平成30年度	62,600

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	30,929,801	69,285	30,999,086	17.1	17.0	
物 件 費	31,909,039	12,590	31,921,629	17.7	17.5	
維 持 補 修 費	2,466,532		2,466,532	1.4	1.3	
扶 助 費	28,977,241	729,728	29,706,969	16.0	16.3	
補 助 費 等	23,561,648	448,990	24,010,638	13.0	13.2	
普通建設事業費	36,942,218	173,800	37,116,018	20.4	20.4	
災害復旧事業費	217,778	114,648	332,426	0.1	0.2	
公 債 費	12,329,033		12,329,033	6.8	6.8	
積 立 金	123,575		123,575	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,341,000		1,341,000	0.7	0.7	
貸 付 金	1,531,000		1,531,000	0.9	0.8	
繰 出 金	10,229,135	△ 9,041	10,220,094	5.7	5.6	
予 備 費	200,000		200,000	0.1	0.1	
合 計	180,758,000	1,540,000	182,298,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第101号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	8,428,958		8,428,958
	2 国庫支出金	6,449,505		6,449,505
	3 療養給付費等交付金	641,626		641,626
	4 前期高齢者交付金	11,895,340		11,895,340
	5 県支出金	2,501,053		2,501,053
	6 共同事業交付金	7,888,380		7,888,380
	7 財産収入	395		395
	8 繰入金	3,964,632	167	3,964,799
	9 繰越金	28,344		28,344
	10 諸収入	187,876		187,876
	合計	41,986,109	167	41,986,276
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	398,597		398,597
	2 保険給付費	25,670,712		25,670,712
	3 後期高齢者支援金	4,618,305		4,618,305
	4 前期高齢者納付金	17,383		17,383
	5 老人保健拠出金	164		164
	6 介護納付金	1,696,922		1,696,922
	7 共同事業拠出金	9,148,309		9,148,309
	8 保健事業費	385,322	167	385,489
	9 基金積立金	395		395
	10 予備費	50,000		50,000
	合計	41,986,109	167	41,986,276

(単位：千円)

議案第102号 都市計画事業 土地区画整理 (土橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	89,425		89,425
	2 負担金	2,054,500		2,054,500
	3 使用料及び手数料	473		473
	4 繰入金	752,598	△ 6,768	745,830
	5 繰越金	1		1
	6 諸収入	171,019		171,019
	合計	3,068,016	△ 6,768	3,061,248
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	3,068,016	△ 6,768	3,061,248
	合計	3,068,016	△ 6,768	3,061,248
	都市計画事業 土地区画整理 (寺部)	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		42,680		42,680
2 負担金		1,608,740		1,608,740
3 使用料及び手数料		160		160
4 繰入金		1,314,866	△ 4,792	1,310,074
5 繰越金		1		1
6 諸収入		68		68
合計		2,966,515	△ 4,792	2,961,723
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 寺部土地区画整理費		2,966,515	△ 4,792	2,961,723
合計		2,966,515	△ 4,792	2,961,723

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1		1
	2 負担金	2,170,000		2,170,000
	3 使用料及び手数料	80		80
	4 繰入金	754,503	10,305	764,808
	5 繰越金	1	1,293	1,294
	6 諸収入	283		283
	合計	2,924,868	11,598	2,936,466
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	2,924,868	11,598	2,936,466
	合計	2,924,868	11,598	2,936,466
	議案第103号 分譲住宅 建設事業	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		1		1
2 使用料及び手数料		33		33
3 繰入金		7,412		7,412
4 繰越金		1	3,157	3,158
5 諸収入		2		2
合計		7,449	3,157	10,606
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 宅地造成費		7,349	3,157	10,506
2 予備費		100		100
合計		7,449	3,157	10,606

(単位：千円)

議案第104号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	5,679,300		5,679,300
	2 手数料	1,685		1,685
	3 国庫支出金	4,045,640		4,045,640
	4 支払基金交付金	5,715,642		5,715,642
	5 県支出金	3,048,363		3,048,363
	6 財産収入	199		199
	7 寄附金	1		1
	8 繰入金	3,441,551	△ 11,977	3,429,574
	9 繰越金	1		1
	10 諸収入	6,164		6,164
	合計	21,938,546	△ 11,977	21,926,569
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	610,517	△ 11,977	598,540
	2 保険給付費	20,073,284		20,073,284
	3 地域支援事業費	1,237,174		1,237,174
	4 基金積立金	1		1
	5 諸支出金	7,570		7,570
	6 予備費	10,000		10,000
	合計	21,938,546	△ 11,977	21,926,569

(単位：千円)

議案第105号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	3,965,650		3,965,650
	2 繰入金	655,417	3,676	659,093
	3 繰越金	1,000		1,000
	4 諸収入	8,818		8,818
	合計	4,630,885	3,676	4,634,561
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	118,223	3,676	121,899
2 広域連合納付金	4,504,514		4,504,514	
3 諸支出金	8,148		8,148	
合計	4,630,885	3,676	4,634,561	
議案第106号 産業用地 造成事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	77,219	348	77,567
	2 諸収入	1		1
	合計	77,220	348	77,568
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 産業用地造成費	67,220	348	67,568
	2 予備費	10,000		10,000
	合計	77,220	348	77,568